

# 第一回 参議院 決算労働連合委員会 會議録 第一号

(九四)

## 決算委員

委員長 下條 康廣君  
委員 田田 敏兄君 理事 西山 龜七君  
理事 山下 義信君

本日會議に付した事件  
○労働省設置法案

○委員長(下條康廣君) それでは決算労働連合委員会を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

○委員長(下條康廣君) それでは決算労働連合委員会を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

○委員長(下條康廣君) それでは決算労働連合委員会を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

岩崎正三郎君 田中 利勝君  
吉川末次郎君 今泉 政喜君  
北村 一男君 中川 幸平君  
田方 進君 竹中 七郎君  
谷口彌三郎君 平野善治郎君  
深川タマエ君 小川 友三君  
小野 哲君 駒井 藤平君  
鈴木 窓一君 伊達源一郎君  
帆足 計君 山崎 恒君  
西園寺公一君 千田 正君  
西田 天香君

○委員長(下條康廣君) それでは決算労働連合委員会を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

○委員長(下條康廣君) それでは決算労働連合委員会を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

○委員長(下條康廣君) それでは決算労働連合委員会を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

○委員長(下條康廣君) それでは決算労働連合委員会を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

## 労働委員

委員長 原 虎一君  
委員 末治君 理事 小川 久義君  
理事 山田 良夫君

○委員長(原 虎一君) それでは労働委員を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

○委員長(原 虎一君) それでは労働委員を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

○委員長(原 虎一君) それでは労働委員を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

○委員長(原 虎一君) それでは労働委員を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

赤松 常子君 天田 勝正君  
千葉 信君 山田 節男君  
荒井 八郎君 木下 盛雄君  
平岡 市三君 植竹 春彦君  
平野善治郎君 深川タマエ君  
奥むめお君 川上 嘉市君  
竹下 豊次君 早川 慎一君  
藤井 伊介君 藤井 丙午君  
藤井 眞六郎君 松井 道夫君  
中野 重治君 岩間 正男君

○委員長(原 虎一君) それでは労働委員を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

○委員長(原 虎一君) それでは労働委員を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

○委員長(原 虎一君) それでは労働委員を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

○委員長(原 虎一君) それでは労働委員を開きます。昨日小野委員から御質問になりました労働省設置法案第三條第二項につきまして法制局長官から答辯を願います。

## 付託事件

○労働省設置法案(内閣提出)  
昭和二十二年八月八日(金曜日)午後一時三十分開會

○労働省設置法案(内閣提出)  
昭和二十二年八月八日(金曜日)午後一時三十分開會

○労働省設置法案(内閣提出)  
昭和二十二年八月八日(金曜日)午後一時三十分開會

○労働省設置法案(内閣提出)  
昭和二十二年八月八日(金曜日)午後一時三十分開會

○労働省設置法案(内閣提出)  
昭和二十二年八月八日(金曜日)午後一時三十分開會

とが必要であるし、又今後の取扱いはつきましても、解釋をはつきりとしたして置くことが、運用上から申しましたも必要なことではないか、かように考えるのであります。

これらの點を総合いたしますと、先程御説明がありました第二條の點、並びに第三條乃至第九條の事柄の性質につきましても、了承するものでありますけれども、尙第三條第二項の取扱ひ方につきましても、先例となる關係もありませんので、十分慎重な検討を加える必要がある、と申しますのは、國會との關係におきまして、この第三條第二項、特に前項の部局の外に部局を設け、この點につきましても、十分なる検討を加える必要があるのではないかと、かように私は考へるのであります。従いまして、労働省設置自體につきましても、私がここでかくの意見を申述べたわけでありませぬので、今後の設置後の運用の問題、並びにここに掲げられた各條項、特に第三條第二項の解釋及び國會との關係において、これをどういふふうな措置することが必要であるかという点についての検討を加へ、若し更に國會との關係において、一層圓滑なる運営、運用ができるようになるならば、この點について研究の必要があるのではないかと。こゝういふ點について十分ではありませんが、研究いたしておりますために、御質問申上げたのであります。この點につきましても、第三條第二項の、今申上げました國會との關係において、政府においてははいかなる見解をお持ちになつておるか、この點を伺いたいと思ひます。

○政府委員(井手成三君) 重ねて小野さんからお尋ねを受けたのでございませぬが、固より法律で決まつております事項を、政令で變更したり廢止したりすることはできないのでございませぬ。従つて第三條第二項という法律を明定いたしましたして、この法律の委任を受けて、この法律の權威の下に、政令が事實上に應じて多少の變更を加えるということを規定してある次第でございませぬ。さてそれによつて、これでもできるのかということになります。が、「必要があるときは」と、どうも決まり文句見たいに、「必要があるときは」といふことが法令に出てはいますが、勿論このことはつきりとした法律で局が決まつておる、その所掌が決まつておるに拘わらず、直さなければならぬといふのは、非常なる必要に迫られなければならぬのであります。その點はこの言葉によつて押え付けてある點でございませぬ。さてこの局その他について變更するといふことは、少くともこの條文では減らすことはできない、これだけの局は置いて置く、その外に設ける、或いはその局の所掌を多少は變更できる、あつちから入れたり、こつちから入れたりすることができ、これも只今申しました法律の委任に基いてできるものであります。政令が獨自にやるわけではありませぬが、多少の權限のやり繰りをやる、それから部局をこの外に設けるといふことだけであります。局を減らしてしまつて、こゝではできないのであります。さてそれではどんな部局を設けることができるかと申しますと、豫算その他の法則もございませぬ。更に法律が、こゝしてはつきりとして労働省は大體こゝういふ法律で行けといふことを規定してあります以上は、これを根本的に直してしまひますことは、勿論この法の第三條の二項の趣旨ではないし、こゝういふ政令は政府部局としては到底今後やる見込みもないし、やる積りでありませんが、ただ臨時に非常に大きな失業問題が起つたとか、非常に大きな調査研究が必要になつて来たといふようなときに、多少それを外の部局からピツクアップして行きまして、臨時的に部局を設けるとか、そゝういふようなことが多分豫想されるであらうと私は考へておる次第であります。

○小野哲君 今、井手次長からのお話、先程の御説明の更に補足的な御説明として承り、且つ一層具體的な御説明で結構だと思つておられますが、私の願ひしております點は、ただ法律の委任による政令によつて變更ができる、言い換へれば、この政令は執行命令の性質を持つておる、又その限度においては法規命令たる性質を持つておるのではないかと、こゝういふふうな考へられるのであります。併し一應國會の議決を經てでき上つたこの法律に關係のある事項でありますので、而も労働省の設置の問題は、政治的に見ましても、今後相當重要な事柄ではないかといふふうにも考へられますので、國會自體としても、今後の運用の點につきましても、相當重大な關心を寄せることは當然であると思つておられます。従いまして、假に部局を設置いたします場合にございませぬ、この法律の解釋上は當然の權限によることにはなりませぬ、やはりそこに政治的に考慮、或いはこの法律の運用、或いは労働省自體の點に關する關心の度合の強弱といふふうな點から考へまして、國會に對して何らかの關係を持つ方法を考へ

する必要があるのではないかと、必ずしも一々國會を召集しましてこれを議決するといふふうなことは、只今御説明になりましたような解釋上から申しましても、必要ではないかと存じますけれども、少くとも何か國會に對してその結果についての承諾を求めるとか、或いは何らかの方法によつて關係を持たしめるという措置が私は必要ではないか、かように考へるのであります。もつと難的に申しますと、この法律を國會が取上げて申しますと、この法律をた以後は、一種のトネル的な結果になつて、素通りをしてしまふ、あとはどうなるか分らんといふふうなことで、困るのではないかと、こゝういふ懸念を持つものでありますので、國會との關係について、この第三條第二項の部局を設けるといふような場合において、政府當局としては何らかの考慮を拂われらる考へを持つておられるかどうかといふ點を、お伺いたしたいと思つておられます。

○國務大臣(米澤滿亮君) この第三條の二項についての法律的な解釋は、只今井手次長から申上げた通りであります。これについて、行政的な運営に對する思いやりといふのですか、心やりといふのですか、そゝういふことが小野さんからお話がありました。これは國會が英國のやうにずつと一年中開かれておれば、これは割合に現貨論として政令で決めることもよろしいといふことも考へられるのであります。併し日本によつて、面から見れば、併し日本のやうに、ともかくも、國會はちやんと定期的に開かれるのは決まつておつて、そゝうして急を要するときに國會に一々掛けられない場合を考慮して、政令で決める、但しそれはあくまでも二條の枠の中における大臣の權限内において、部局を分けるのか、或いは新たに設けるとか、こゝういふことの權限が與えられておるのだと、私は考へておるのであります。その場合においては、私は法的には十分な解釋は申上げられませぬが、適當なる方法によつて、これを國會の然るべき委員會に報告して、そゝうして事後の御承認を求めるといふやうな手續を取りたいと思つておられます。豫想されることは、この二條の枠の中における部局の變更でございまして、例へば失業対策が非常に重大化したときに、職業安定局を並に設けて、失業対策局といふものを設けなければならぬやうな段階になり、又婦人少年局といふものを、更に先日本院或いは衆議院において質問があつたやうに、婦人問題が非常に重大化した、これは少年局と一緒にできない、新たに婦人局を設けなければならぬといふやうなときに、これを分離しなければならぬ、こゝういふやうな含みを以てこゝういふ政令を決めたのであります。この政令の取扱ひについては、十分に小野委員の御趣旨を尊重して、完鑿を期して参りたいと思ひます。

○委員長(下條廣重君) ちよつと皆さんにお話いたしましたと思ひますが、今の小野委員の御質問は昨日の續きであつたので便宜上許したのでありますが、先ず連合委員會では、最初に政府に對して質疑をいたしたらはいかかと思ひますが、丁度齋藤國務大臣がお見えになつておりましたので、二時までしか時間がないといふことですから、若しこゝういふことで、最初に御質問をなさ

るなら、先ず齋藤大臣に對して御質問は行政の大體地方委員を聲明されましましよるか。これはお尋ねすることは、まじりません。その外學識経験決まつておりますからして、我々が

るなら、先ず齋藤大臣に對して御質疑なさつたらどうかと思ひます。

○田方達君、勞働行政の完壁を期する上において、勞働省の設置を必要とするということにつきましては、先般來米國國務大臣から詳細に御説明に相成つたのであります。又夙に識者間に提唱されておるのでありますが、現在の荒廢した國情からいまして、これだけの行政のために一省を設けることが果して當を得るかどうか、又そつういたしましたも國力として國民がその負擔に耐え得るかどうか、あらゆる角度、觀點から慎重に検討せんければならん、我々決算委員會としては誠に責任の重大なるを感ずるのであります。さういふにいたしまして、大體論を簡單に一、二お尋ね申上げたいと存するのであります。

現内閣、殊に栗栖大蔵大臣は常に健全財政を唱へられておるのであります。いかに國債を濫費して、租税増徴、苛徴請求をするところにおいて健全財政は成立つてはありまじやうが、國民は日々疲弊困窮をすることは當然であるのであります。政府は先に内務省を廢止の聲明をされました。これは官僚の根柢であるといふ點のみならず、大々的な行政整理の一步を踏出されるものであるといふ見地から、我々は非常な關心を持つたのであります。この内務省の廢止が實現するおかしなこの今日、この一省を設けられるといふことは、どうあつても行政整理を大的にやらなければならんといふ現状において矛盾をせよせんかといふ點をお尋ね申上げるのであります。

次は、本年の七月に勞働基準局を各府縣に設けられたのであります。政府

は行政の大體地方委譲を聲明されましたが、知事公選の今日、當然のことと存するのであります。一面出先機關を續々と殖やしておられます。從來は大藏省關係の專務局或いは財務監督局とかいふように、現場を監督する所は當然必要でありました。その後商工省は地方商工局、農林省は農地局、を設けておられます。又農林省は農地局、かようなものは果して縣に委任をできるものであるかどうか、これを考えて、地方でもいふ／＼とやましく言つておるのであります。この勞働行政につきましても、從來の勤勞省は全國に適當に配置されておるのであります。この外に又何々局といふようなものが果して必要であるかどうか、國民は果して基準局はいかようなことをするものであるか、これすらも知らんのであります。これらにむしる仕事の性質は違ひまじやうが、やはり勞働行政の一端であらうと思ひます。御承知のごとく、警察は司法警察、行政警察或いは經濟警察の一つの警察をやつております。勞働行政である以上、今の職業安定所、これを何か名前を變えてでも、一元的にやり得ることができませんかどうかといふことを考へるのであります。殊に今日住宅の非常な拂底しておる際、これらを拵えたいいたしますと、たちまち建物を見付けなければならん、その下に又勞働監督所といふものの設置を急いでおります。併しながらか／＼建物が見付かりません。かような點について、勞働省を設置する前提として、かように分けられたのかどうかといふことをお尋ね申上げる次第であります。

又、勞働基準局を設けられたら、いづれ程の豫算を見られたものでありまじやうか。これはお尋ねすることは外でもありませんが、まだ新設されたかされないうちに、業者に對して多額の寄附を願つておつたのを見たのであります。その人たちの話によりますると、一基準局に十六、七萬圓の豫算しかないのである、どうしても自動車の一臺も買ひ、又什器なども最少限度の見積つても、何としても百四、五十萬圓は要する、どうあつても百二、三十萬圓寄附して貰ひたい、業者はかような同のことができることを決して歡迎はいたしておりません。併しながら今後監督を受けるという立場から何とかせんければならんと、いろいろ苦慮しておることを見たのであります。必要である役所を拵えたいいたしますならば、それに必要な經費は當然國家が支辨すべきであつて、まだできるかできないうちに、業者を集めて寄附を強要する、強要と言つては語弊がありますが、寄附を懇請するといふことは果してどうであらうかといふ點から、その豫算をお尋ね申上げる次第であります。(同感と呼ぶ者あり)

○國務大臣(齋藤隆夫君) 御答へをいたします前に、この行政調査部といふものにつきまして、一言御了解を願つて置きたいと思ひます。行政調査部は昨年の十一月に官制ができました。その後今日に至るまで著々その目的に向つて研究をいたしておられます。官制によりますると、御承知の通り、總裁は一名、總裁は國務大臣を以てこれに充てる、主幹は法制局長官を以てこれに充てる、その外部が四つに分れて、その部に、おの／＼各省の事務官で極めて精銳なる人材が部員に集つておられます。總計で部員を合せ

て百名餘りおります。その外學識經驗者といふ者を十數名顧問囑託いたしておりまして、こつういふような機構で、日本の行政機構を根本的に且つ全般的に改革する、併せて公務員制度を改め、並びにその運用について十分民主的に、能率的に、これをば講ずるといふような目的を以て發足しておりました。今日になりますまで、内外の行政機構を根本的に多種多様に互つていろいろ研究を遂げておられますけれども、まだ全部研究も終りませんので、これを具體化して議會の協賛を経るというまでには至つておりません。尤も前の議會におきまして、行政官廳法をば審議を願つたのであります。又先だつて發表いたしました内務省の解體のごときも、行政調査部だけで立案したのではございませんが、この内務省の機構改革につきまして、行政調査部が相當の力を注がれておるのであります。その外最近におきましては、日本の公務員制度を根本的に改正することになりました。これも相當に案はでき

ておりますけれども、まだ關係方面との折衝がありまして、この議會に出すまでには至つておりません。これがために特に臨時議會でも開いて頂かねばならんかと思つております。さういふ工合でいろいろ研究をいたしておられますけれども、今度の勞働省の設置につきましては、これはもう前内閣以來、前内閣で決めたことでありまして、殆ど勞働省の設置は既定の事實になつておりますからして、この問題につきましても、行政調査部は少しも關係しておりません。行政調査部が關係するまでもなく、前内閣の方針として、又それが現内閣に引續がれて實現することに

決まつておられますからして、我々が今これに向つてかれこれ口出しをするべき筋合ではないと思ひまして、勞働省設置につきましては、行政調査部が全く關係していませんから、この問題に關することは私からお答へをするべきものでないと思つております。大體さういふふうに思つておりますから、御承知願ひたいと思ひます。

○委員長(下條康吉君) 行政整理のことについてはどうですか。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 行政整理はできるならば、一つ根本的に強く私やりたいと思つております。併しこれはなか／＼實際やつて見ますと、すなわち、日本の行政組織は、御承知の通り、明治以來の傳統の上に設立されまして、傳統を離れて根本的に改めるといふことはできませんし、それが又必ずしも時代に沿つておるとは思ひません。又行政調査部でどんな案を立てても、なか／＼内部關係が複雑になつておりました。これを實現するには相當の障礙も起りますし、努力も要るのであります。なか／＼我々が立案しましたもうまく参りません。私思ひますに、誠に望ましいことではありますけれども、どうも日本の大改革は國內だけの力ではいかん、現に大きな問題でございまして、憲法の改正でも、その外外國主義の打破とか、立憲政治の確立とかいふようなことも、日本人の力だけではなく、外國の力によつて漸くできたような有様でありまして、どうも外國の力を借りるというところは、誠に殘念でありますけれども、今の國內情勢から見ますと、餘程強い力を以てしないと、根本的な改革はできないと思ひます。今度の國家公務

員制度につきましても、これはまだ内容はお話するまでには至っておりませんが、これもやはり関係方面の力を相當に借りなくてはならぬと思ひますので、いろいろ問題を國內の各省とよく調和をとつて、圓滿にやろうというよりなことは、なか／＼實際をみずかしいのでありまして、どういふふうになりますかままだよく分りませんけれども、成るべく民主的に、能率的に、繁文縷禮を避けて、簡単に、國民に迷惑を掛けないように、そうして經費を少くなく見たいと思つております。行政の大整理をやりますれば、今の彼人などは半分か三分の一はよからうと思ひますが、そうするだけの大體を振りますにつきましても、やはり國會の非常な力を借りねばなりませんし、同時に或いはその關係方面の力を借りる必要があるかも知れませんけれども、そういう關係にありまして、その點をよくお含みを願つて置かましても、まだどういふふうな形になつて現れて來まするか、もう少しお待ちを願ひたいと思ひます。

○委員長(下條康吉君) 労働省設置と行政整理との關係については…… ○國務大臣(齋藤隆夫君) 労働省を設けることについては、労働省を設ける必要がありまして、その必要なことは米窪大臣からお話があつた通りであります。行政整理といつたところが、ただそれを減らすといふことばかりが行政整理でありませんから、減らすべき省、内務省のごときは解體いたしますし、又刻下の状態において新しく設けなくちゃならぬ必要がありまして、これはやはり新しく設ける、これが行政

政整理の根本義であると思ひます。労働省が今度新しく設立せられるにつきますと、それ自體特別な理由がある、或いは米窪大臣からお話があつたと思ひますから、私はそこで口を出す必要はなからうと思ひます。御承知を願ひたい。

○國務大臣(米窪滿榮君) 田方さんのお尋ねに對して、その前半は齋藤國務大臣からすでにお話の通りであります。一應それについて私の考えを申上げるならば、行政整理に向うべきであるという、その御希望に對して、丁度それと反對なことになるのでございまして、これは時勢が止むを得ざる結果、そういう獨立省がどうしてもできなければ、産業の復興、生産の増強ということが所期の目的を達せられないので、行政整理の方が大切であるか、或いは生産を増強して産業を復興することが現下必要であるかという、このウエイトの相違といふことが問題になるのであります。我々は省が一つ殖えて多少行政費が殖えても、やはり刻下の至上命令は、生産を増強して産業を復興しなければならぬ、それがために労働省という獨立省が必要であるというところが、政治から見ると、その方が効果が擧がるであらう、こういう工合に考へております。近く水産廳というふうなものもできるというところでございしますが、これ又同じような趣旨でないか、こういう工合に考へておるのでござい

第二の點についてのお尋ねでございますが、この點は地方自治法というものが實施されて、地方の分權が非常に強くなつて來た今日において、地方からその對する相當な意見が出て來

ておる現状において、そういう御意見、田方さんのおつしやつたような御意見も御尤もだと思ひます。ただ労働基準法というものが實施されたときに、すでにその點が明らかになつておりますが、これは労働省ができたので初めて労働關係の出先官廳が殖えたのではなくて、これはすでに厚生省の時から労働基準法が實施されて、當然生まるべきものが生まれておるのであります。これは労働省新設とは一應關係がないのであります。これはすでに既定の事實である。そこで、労働基準法を實施するには、どうしても中央から工場なり或いは職場の末端の所まで一貫した監督行政が行われないといふと、その効果を擧げることができないのであります。従つてこれは止むを得ないために、どうしてもいわゆる各府縣の方に任せることができないといふ建前にある、この點は労働基準法を御覽になればよく分ることですが、やはり中央において全國津々浦々に亘つて監督行政を行わなければならぬといふ建前になつておる、止むを得ずそういう處置に出るのでございます。

併し労働關係のその他の行政、例えば職業の安定、或いは紹介、或いは労働の統計といふようなことについては、私はこれを相當の部門までは、各府縣に行政を委任して差支えないだらうと考へております。この點は成るべく御趣旨に即うようにして参りたいと思ひております。

それから労働基準局についての豫算であります。詳しい正確な經費をここで申上げることがちよつとできないのでございしますが、大體約八千萬

圓と御承知を願ひたいと思ひます。中央及び地方を通じて八千萬圓、これでは全國府縣に一個所ずつの地方労働基準局と、その下に約三百幾つかの監督局を運営して行きたいと考へております。勿論これだけでは物價高の今日不足でございまして、若干高の追加豫算を大藏省と折衝中でありまして、主としてそれは建物に充當する意味において折衝中でありまして、なか／＼この折衝が困難でありますので、取敢へず今日はその場凌ぎのために、極く一掴みの借家賃、借入貸といふべきものを各府縣へ渡してありますが、それでは完全な事務所を開くことができないので、或いは若干の府縣においては寄付金といふようなものを頼んで、各府縣に御迷惑を及ぼしておる點があるだらうと思ひますが、これは至急通達して、そういうことのないように、嚴に取締つて行きたいと考へております。

○委員長(下條康吉君) 齋藤國務大臣が御退席になりましたが、この際同大臣に對する御質疑がありましたら、どうぞ。

○山下善信君 先程來からの齋藤國務相の御答辭は、要領を得たようであるので、田方委員の質問に對して的確な御答へになつていないように思ひますので、私から重ねて伺ひたいと思ひます。

それは行政調査の御擔任をしていらつしやいます大臣が、こういうふうな機構の増設改廢といふことをなさる上において、何か一定の計畫、根本的なお考へを持つておいでになるか、総合的なお考へを持つておいでになるか、どうか、ということ、田方君はお尋ねしたのであると思ひます。その行政整理、

行政整理という言葉を使つておりますが、私は田方さんの質問の要旨を聞いておりますと、政府におきましては……中川委員でありましたか、中川委員の質問は、整理という言葉を使ひましたが、それはただ行政機構を縮めて行く、減少して行くという意味だけではなく、今日日本の現狀に鑑み、尙又將來を遠眺いたしましたして、日本の政治の機構といふもの、組織といふものを、根本的に計畫を政府が十分調査をしておるかどうか、従つて或いは内務省の解體といひ、労働省の新設といひ、或いは近く又やろうとする建設院云々といふような事柄も、それもぼつりぼつり前後の連絡なしに、或いは關係方面からのいろいろなことがあつて、その都度々々するといふのでなしに、それに一貫した方針か何かあるかといふことを尋ねられておるのであると思ひますから、その點につきまして、政府はそういうふうな今日日本の國の全般的な行政組織の改廢について、総合的な計畫を、調査をなしつつあるかどうか、その一環として労働省の新設といふものを見て來ておるのであるかどうか、ということをお尋ねしておるのであると思ひますから、その點はつきりと一たび御答へを願ひたい。

尙關聯いたしましたして、私もこれは尋ねたいと思つておつたのであります。幸いに小野君から御質疑がありましたので、この點も齋藤國務大臣からお答へを願ひたい。これは我々の尊敬をする、かねて國會の權威について、今日まで憲政のために戦い來られたる、我々の大先輩の齋藤國務大臣から御答辭を願ひたい。と申しまするの

ういふようなことになつておるかとは、

は、すべて今日まで日本の立法というものが、政府のやり方というものが、法律を出して議會の協賛を求めておられますが、大部分は従来のいわゆる勅令というものを委ねまわして、細大悉く勅令主義でやつて来ておられることは、いまでもなく従来の憲法が大體中心主義であつたので止むを得ませんが、今回の新憲法に基きまして、これが憲法をやつて行きます上におきまして、大體を法律において立てまして、國會の承認を受けて、あとは大部分が法律に委ねるというが、これは、これは舊憲法の精神によるものである、いわゆる主権在民の新憲法のやり方ではない、止むを得ない小さいことは政令に委ねる場合もあるかも知れませんが、これは殆ど國會の承認を受ける法律によるべきものである、政令主義は廢止しなくちゃならんと、こういふふうに私共は考へるのであります。でありますから、今日すべて政令にやつて改廢される、或いは物價であるとか、或いは鐵道賃金の引上げというよりな事務も、これは實に怪しからんものであると私は考へております。先程から法制局の御答辯を承りますと前後矛盾しております。それは但書の政令によるというものは、大體を第二條の、いわゆる労働大臣の権限で決めてしまつたらば、あとは小さいことであるから、それは政令に任せるのだ、こういふことをおつしやる、部局を設置するのを小さいとは、どういふことをおつしやるか、部局というものは労働大臣の権限を行なつてゆく内容ではありませんか。その内容が小さい、部局を殖やす殖やさないという中の組織は小さいことであるというときは私

は甚だ了解しにくいのでございます。又その方が便利がいいというよりなこともおつしやるのでありまして、私は甚だ意を得ない、それを小野君は、これは國會にかけて承認を受くべきものではないか、法律主義によるなければならぬものではないか、ということ、これを非常に憂慮しております。國會の權限の上において憂慮して、その點についての法制局の確たる見解を求めておられるが、それをまた法制局はおつしやらないのでございます。それを議會が休みの多いからおつしやる、議會が休みの多いのは元の議會のこと、今回の國會は、當會を五ヶ月と憲法は規定しております。一年の殆ど半分は國會開會中でございます。あとのたま、數ヶ月が或いは國會の休會の場合もございましょう。然るに國會が休會中改めることがあつたときに、不便であるからということをおつしやる、それならばこの労働省設置法という法律は、僅か數ヶ月の國會開會中に早くもすでに一部を改正しなければならんことを豫想する、さうした豫想の下にお作りになる内容とするならば、實に粗雑でならぬものと言わなければならぬ。少くも一年や一年半はこれで行つて行ける。新しい局を設ける必要も先ず當分ない、新しい部を設ける必要も先ず當分ない、これで以て一年や二年は現状から見てもやつて行けるというくらいのお見通しの下に、労働省設置法律案というものはお作りになつたものでなければならぬ。僅か數ヶ月議會が休んでおれば、その間に變えなければならぬということ、これを豫想せられて便不便をおつしやること

は甚だ面白くない。決算委員會において行政機構に関する事項ということがございまして。私は行政機構に関する事項というものは、ただ単に大臣の所管事項程度のことを議するものであつて、或いは一省を作るのか作らないかということ、これを議するのであつて、部局といふ小さいことは關係がないのだということ、小野君は言わなければならないことになつて参ります。そうではない、部局どころではない、一課を作るか果して適當であるかないかということまで、我々の決算委員會の行政機構に関する事項は、掘り下げて行かなければならぬ仕事であると考えておるのであります。でありますから、この點は明瞭にして頂きたい。幸い齋藤國務相は憲法學者として我々の尊敬する大先輩でありますから、國會の權威のために、政府というお立場でなくして、大臣も國會議員でありますから、國會において、必ずこれは法律主義によるなければならぬというところの我々の見解に對しまして、どういふふうな考へになつておられますか、その點明瞭にして頂きたいと思つてあります。

○國務大臣(齋藤隆夫君)私のお答へが極めて漠然としておりまして、御了解を得なかつたことは誠に恐縮千萬であります。行政機構の改革について一定の方針があるかという御質問のようになりませんが、具體的には方針がございせんが、抽象的には確かに一定の方針を持つております。御承知の通り、日本の政治機構も新憲法の制定と同時にすつかり變りまして、以前はお話がありましたように大體本位の憲法でありましたが、今度の憲法は全く民主主義の憲法になつておりますので、行政改革もこの民主主義を實行する線に沿つて、さうして新憲法の精神を行政機構の上において實現したいという考へを以て進みつつあるのであります。これを具體化したしますとどういふ工合になるか、それは今研究の主眼になつておられますが、私共の見るところによりますと、これまでのいゆる官僚主義の弊をばき得る限り一掃して、どこまでも民主主義の精神を發揚するために、行政機構をば成るべく簡単にし、簡率的にし、繁文縟禮を省いて國民に迷惑を掛けない、同時に態率を増進し、國費もできる限り輕減するといふよりな方針を以てこの具體化に向つて皆勉強しておる次第であります。それからすべ行政改革に限らず、國家の重大な利害に關するものは、行政官廳のみで專斷すべきものでなく、國會の決議を経なくちゃならぬといふことは、これはもう無條件に同感であります。併しこれを實現いたしますその方法といはしましては、或いは法律を以て、或いは政令に委ねることもありますけれども、いかなる場合において政令により、いかなる場合において法律によるかといふことは大體憲法の精神を見れば分ることではございまして、以前は法律によらずして、いわゆる天皇の大權によつて、法律に代るべきところの勅令……罪則でもさういふ勅令若しくは命令を以てやることもございましたけれども、今度はさういふことも餘程制限されておりますからして、許す限りは國會の承認を受くるということ、新憲法の精神に即つては、併し實際にこれを選用了しまするにつきましたは、ど

ういふよりな事になつておるかよく存じませんが、我々いたしましては、さういふよりな方針を以て今後といへども進むつもりであります。政府もその考へにおいては別に變つたことではないのであります。只今承りますれば、労働省の官制につきまして、部局を廢し若しくは新設することが政令に關つてあるといふよりなことが問題になつておられますが、どういふことになつておられますか、私はよく存じませんが、併し法制局長がお話になりましたように、この運用につきましては、さう大した議會の意向をば無視するよりなことがないと思ひますが、それらの點につきましては、私がこの上進んでお答えすべきことではないと思ひますから、この程度で御了承願います。

○太田敏兒君 先程齋藤國務大臣のお説の中で、將來行政改革を徹底的に行い、いわゆる大體を振つて繁文縟禮を廢止するならば、現在の役人の人員は二分の一乃至三分の一で済むといふよりな御所見を御發表になりましたが、さういたしますると、今回の労働省の編制なり人員の配置には、さういふ齋藤國務大臣の言わしますよりな意思が十分その中に反映し、取入れられまして、組立てられましたものであるかどうか。若しさういふ御趣旨が反映しうところにならば、さういふことでは、新味があるかどうかといふことではあります。それとも又従来のよりな古い傳統的な官僚のなれでやつた、さうするならば、又行政官廳におきまして再びそれを整理しなければならぬ時期があるのではないかといふことを考へるのであります。齋藤國務大臣の行政



改革の意見と、今回の労働省の機構なり人員配當の關係についてお尋ねいたします。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 労働省の設置につきましては米窪國務大臣が非常に骨折られました、その組織につきましても、事務の分擔につきましても、従つてこれに必要な人員につきましても、成るべく人員を少くして能率を増進し、労働省設置の目的に即ちようして、別に我々が目指すところの行政機構の改革と矛盾するような點は毛頭ないと思つております。

○山下義信君 米窪國務大臣に何つてよろしくございませうか。

○委員(下條康彦君) どうぞ。

○山下義信君 米窪國務大臣にお伺いたいと思つております。二三あるのでございますが、只今お話になりました地方末端機構のことでございます。これはかつて衆議院の方でも頻りにお話がありました上りなうなうでございまして、私共の考えておりますのは、府縣知事に委譲いたしますような権限は、その府縣限りにおきまして地方自治に關係のありますような行政を委譲すべきである。地方産業或いはその他その地方特殊の自治行政に關係のありますことを委譲すべきものであると考へるのであります。こゝういふ労働行政といふものは、それは各地方特殊の労働事情もございまして、併しながら一貫した労働基準法といふがござい、労働憲章によつて、これが行政をやるというふうな場合には、必ずしも悉く地方に委譲すべき性質のものではなく、假りに今日あります労働事務所、即ち労働組合或いは労働委員会の

仕事をいたしております労働事務所の仕事などでも、賃金關係の上におきまして、私は基準局の仕事と密接不可分の關係があるのじやないかと思つております。これは今日どういふふうになつておられますか、むしろ労働事務所は知事に御委任になつておられることと思つておりますが、職業安定事務所などは違ひまして、質が違ふ。職業安定事務所の仕事は、その地方のいろいろ需給でございまして、これは知事などもよく事情も通じておりますし、關係もございまして、地方民の民生安定に關係がありますからよろしくございませうが、行政事務のごときは基準局と密接な關係があります。先程でございませうが、これは意見になつてはいいないのございませうが、むしろ私共はさういふ點は反對でありまして、基準局を中心にして労働行政を一元化して、労働省の直轄の仕事が、ずつと地方にまで行くべきものでないかというふうな気がいたしますので、この點も一度米窪國務大臣の御見解が承りたいのでございませう。

それから今一つは、労働行政の上におきまして、大臣の御政策の御一端が伺いたい。今日言うまでもなく、労働者に望ましいとする國家再建の期待といふものは非常に大でございませう。今日の再建の鍵がそこにあると内閣も仰せられておいでになります。労働者の保護を全くいたしまして、基準法によりまして人と労働者の保護をいたし、保護條件の水準を社會的に高め、そして労働能率を擧げまして、國家再建を期待して行こうといふことにつきまして、實にこの労働行政が私

は重大であると思つております。それでこそ労働省の獨立設置の意義もあらうと思つておりますが、それに対して米窪國務大臣はどうか、具体的な政策をお持ちになつておられますか。例えば労働者の非常な勤勞努力した者に對する表彰法、先般大臣は御旅行中に某地におきましてこの點にお觸れに相成りました。いわゆるスタハノフ運動、労働勳章といふようなものを與えたいということが新聞に現われておりました。私共はこの新聞記事を読みまして、眞にこれあるかな、よいことをおつしやつた、たとえこれは勳章でなくともよろしくございませう。功利的に勤勞で勤るといふような意味でなく、今日國家の安危を擔ひます労働者の勤勞努力に對しましては、今日も決議がありましたように、非常に感謝をいたして行かなければならぬ、優遇をいたして行かなければならぬ、眞面目な労働者の方々に對しても、國民が尊敬をいたして行かなければならぬ、さういふ面におつしやつた、ただ彼等の能率を約り上げるといふたうな、ああいう資本主義的の考へ方ではなく、この勤勞なる労働者を社會的に優遇をいたすといふ面におつしやつた、米窪國務大臣はどうか伺いたいと思つて。又労働者全般に對しまして、非常賑起、なかんずく今日の労働者に對しまして、非常なる決意を以て彼等が立ち上がりませうように、米窪國務大臣は労働非常宣言といふが、こゝとき一大明朗を遊ばしまして、全國の労働者が立ち上がるといふやうなことに對して、どういふふうな手をお打ちに相成りますか。さういふ労働行政に對する、労働政策に對する

大臣の高邁なる御見解の一端を伺いたいと思つてあります。

○國務大臣(米窪滿亮君) 山下さんの御質問にお答えいたします。第一の點は、仰せの通りで、特に労働基準法を實施する労働基準局が、ダイレクト・ラインで、中央から地方まで一貫して行かなければならぬといふ御説に對しては、當局もその意向で、各地に労働基準局、地方労働基準局並びに監督署を設けておるのでございませう。ただその他の御指摘のあつた労働局或いは職業安定所等の地方における行政については、地方からはこれを成るべく、例えば、大縣において労働部のある所はその労働部に仕事だけは委譲して行く、身分は中央において監督する、或いは労働方面の事務も、御説の通り労働基準局と相當深い關係はあるけれども、やはり労働部のある縣、或いは労働部がなければ労働課のあるやうな縣においても、同じやうにやはり縣ごとの労働をとつておられます。中央の出先官廳においてやることは屋上屋を架するのじやないかといふ意見が地方から出ておるのです。それらの點は非常にこれは重大な問題でございませうから、よく地方の聲を聞き、又中央における關係各省との間に協議を重ねて、これを一元的にやるようにする、或いはそれがよいじやないかといふやうな決定をいたしたいと考へておられます。

第二の御質問の點は、私の抱負をお聞きになつたのでございませうが、私としては、今日労働者の地位を確保することが極めて困難である、いわゆる物の面から見て、労働者の地位を確保し、その給與或いは待遇を改善するこ

とが非常に困難である、日本歴史において、曾て今程困難な時期はないといふときに、労働省が生れるのでございまして、非常なる責任の重大性を痛感すると同時に、且つその困難性をみずから感得している次第でございませう。従つてこの生産性の昂揚、労働能率をフルに發揮するといふことが、經濟危機を突破する非常な不可缺の條件であることは仰せの通りでございませうが、然らば労働者に奮起して貰うその裏づけになるもの、例えて申しますならば、労働加配米の確保であるとか、或いは最低生活を保障する程度の賃金を、支給することゝできるかといふやうなことについて考へて見ますと、そこに非常なる困難を窺見するのでございませうが、こゝういふことに對處するために、私が提議をいたしました、最近労働關係関係の懇談會を閣内に設けて、さういふ問題について關係する各省との協議を十分にやつて参りたい、取敢えず私としての抱負は、労働省は、サービス省にして、最も民衆に親しみ易い省にして参りたいといふことと、労働省は能率省として最低の人間で最大の効果を擧げて参りたい、これについて具體的のことを申上げたと思つては、まだ事務當局とも十分なる打合せがないので、本日こゝで申上げる機會を私は持ちませうが、ともかくも相當新構想を以て臨みたい。その御指摘のスタハノフ運動に對しましては、一九三五年當時のロシアにおける經濟事情と日本における今日の經濟事情は相當の開きがあるもので、直ちにあの通りの制度を設けることはどうかと思つては、併し私は確信を以つて、何らかの方法を以て、

労働者の能率を擧げるための、労働者よりまして、労働行政の刷新を期待したいと思つております。さうしてこれたし、中央は労働省が重大なる段々に物價が上つて来たために、又労働

労働者の能率を上げるための、労働者の精神的奮起を促す方法を政策の上に見なければいけない、この點は私の信念でございます。ただその方法としては東條軍閥やかなりしときによつたような、ああいう弊害に陥らないように、いわゆる個人を表彰する餘りに、東條式なああいう弊害に陥らないように、個人を表彰すると同時に、その人の属しているところの班或いは組等も、いわゆる團體的に表彰して、以て個人間の僻み根性などを起さないような方法を練つて行きたいと思つております。又その表彰の方法についても、徒らに個人の名譽のみを表彰するのではなしに、表彰する場合において、例えば品物で表彰する場合においては、それが直ちに建設的に生産増強に役立つやうな物をやるということが必要じゃないか、即ち個人に對しては社會的名譽を興え、又その人の屬しているところの、集團的な意味においては、報奨物資を興えることによつて、更にその職業における生産を増強するといふことに役立つやうにして参りたい、大體さういふ工合に考へて行きたいと思つております。スターリンが勳章を興えたのでありますから、私は勳章など興えなくともよくなるか、ただ何かの勳章なりさういふものを持つておつた者に、これは一つの私の思ひつきですが、或いは電車に只乗れる、或いは汽車に只乗れる、或いは時表を只見られる、さういふようにすることも一つの方法じゃないか、さういふ工合に考へておられます。

○山下義信君 大變力強い御答辭を得ましたが、是非一つ米寇國務相の手に

よりまして、労働行政の刷新を期待して止みません。我々は待望いたして居るのであります。

尙、關聯いたしまして、いま一つ伺いたいと思ひますが、この労働者に對する物資の配給でございます。これは基準局で扱つて行くのだらうと思ひますが、先般の流通秩序の確立に關聯いたしまして、政府間の物資の取扱い、殊にさういふ工場口體の物資の配給はさういふまでもなく、或いはこの基準局が將來労働者の加配のいる、取扱い、さういふことも御中止に相成るのでございませうか、尙依然労働者に對しては各種物資の加配は御執行に相成りますか、さういふこと、どうでございますか。

それから從來労働者に加配をいたして参りましたが、さういふもの、報告といふものが當局に出しておりますか、どうでございますか。多分毎月か隔月報告が出るべきだと思つておりますが、この報告が確實に當局に届いておりましたら、即ち、當局の手によりまして、加配を適當に配給するその状態が、さういふふうになつておるか、さういふことが、常に一目瞭然に把握しておいでになりますか、さういふことを伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(米澤滿亮君) お尋ねの點の詳しいことは、政府委員からお答へ致しますが、労働省ができたときには、労働加配の基準或いはその比率等の決定は、目下經濟安定本部でやっておりますが、これはやはり労働省が共管をするか、或いは労働省に移して頂くことに、交渉をして見

たいと思つております。さうしてこれに、基いて、いわゆる重要な基礎産業については直配を行い、その他の産業については地方官廳を通じて行つておるのでございませうか、その統計或いは決算といふやうなものは、政府委員がいたされておるか、或いは政府委員から答へさせていただきます。ただ私としては、直配の場合でも、府縣廳がやる場合でも、現業での非現業といわれる者が、現業と同じやうな労働加配米を受けておるといふやうなことが、非常な問題になつておる現状においては、嚴重に肅正しなければならぬ、さういふ工合に考へておるのでございませうか。

○政府委員(吉武惠市君) 只今労働用物資の配給の機構についてのお尋ねでございますが、今後の問題は、只今大臣からお答へになつたやうな方向に参つて行きたいと思ひます。従前は、米は例の農林省、糧草は大蔵省といふやうに、それぞれ、農林省なり或いは商工省なり、それぞれ、物資を扱つておりました。ところが、直接加配を、或いは地方官廳を通じてやつておつたのであります。それで、さういふやうな取扱いを、中央は安本が総合的にやるということになりまして、安本に労働用物資對策に、事業側或いは労働者側等を以て民主的協議會がございまして、そこで配分の方法を決定いたしまして、決定に基いてこれを地方に流れて、地方官廳でやつておるといふ實情でございます。今後の問題は、労働省がございませうか、或いは安本と労働省で協議の下にやりますか、いづれに

たしまして中央は労働省が重大なる關心を持たたいと思つております。地方は、基準局が各府縣から獨立してできて参りましたら、やはりこの機關を通じて、さういふ地方の基準局に、民間の事業者の方或いは労働者の代表の方で協議會のやうなものを作りまして、そこで民主的に適當な決定をして、さうしてやる、さういふ考へを持つておられます。従いまして、今のところでは、さういふ配給してあるか、さういふ数字は、私の所では分らないのでございませうか。

○山下義信君 從來の報告は餘り参つておりませんが、分りませうか。さういふやうな配給をして居るか、さういふこと、どうでございますか。

○川上嘉市君 大臣に御尋ねいたしました。今日物價が非常な上つて参りました。政府のこの物價政策については、物價安定の基準にして昭和九年十年十一年の平均價格の六十五倍といふのが、段々崩壊してしまつて、さういふやうな懸念がいたします。實はこの間名古屋の中部日本新聞において、大臣とそれから安本長官とが座談會をやりました。その時の話に、若し千八百圓といふ黄金の平均の基準が破れるやうであれば、この次は六十五倍といふのは百三十倍になりはしないか、さういふ話が新聞に出ておられます。それから安本長官が、從來外國の例を見ても、平時の物價の平均の百倍以上になつた時には、インフレの止つた例がないと言つて居ることが新聞に出ておりました。これは新聞の間違ひであるかも知れませんが、私共やはり同じやうに考へます。又最近、この内閣のできた後に、

段々に物價が上つて来たために、又労働攻勢と申しますか、あつちこつちで大分言つて居るやうであります。この賃金が上つた時に、果して六十五倍といふその物價の政策維持ができるかどうか、又若しさういふことすれば、労働省としては、どんな風な處置を、それについてお探りになる考でありますか。實は最近まで、例えば産業復興會議というものがあつたが、一向それを利用するやうなふうも見えませんが、さういふことに新聞に載せておられます。さういふと恐らく六十五倍といふ安定帶を維持することはできないと思ひます。これに對してさういふやうな御確信を持つておられますか。さういふ御確信を持つて行くか、守り通すか、さういふことについて御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(米澤滿亮君) 御答へいたします。御指摘の名古屋の話は少し間違ひがあります。實はこれについては、給與審議會における、物價と賃金の懸循環を断ち切る方法として、政府から發表された經濟緊急對策の一つの重大問題である。労働政策の點について、一應給與審議會において、標準賃金千六百圓、更に物價のはねか返りを見て一億千八百圓と決めた經過を簡單に申上げます。大體當時の各業種別の労働者の受取る賃金を統計に取つて見ましたところ、約千五百圓といふことになつて居る。又官廳の方でも一應協定が千六百圓といふことで決まつたので、我々としては物價を算出する新物價體系を策定するための重要な要素である賃金を、どこで抑えるかといふことが、これが又必要であるの

たしまして中央は労働省が重大なる關心を持たたいと思つております。地方は、基準局が各府縣から獨立してできて参りましたら、やはりこの機關を通じて、さういふ地方の基準局に、民間の事業者の方或いは労働者の代表の方で協議會のやうなものを作りまして、そこで民主的に適當な決定をして、さうしてやる、さういふ考へを持つておられます。従いまして、今のところでは、さういふ配給してあるか、さういふ数字は、私の所では分らないのでございませうか。

○山下義信君 從來の報告は餘り参つておりませんが、分りませうか。さういふやうな配給をして居るか、さういふこと、どうでございますか。

○川上嘉市君 大臣に御尋ねいたしました。今日物價が非常な上つて参りました。政府のこの物價政策については、物價安定の基準にして昭和九年十年十一年の平均價格の六十五倍といふのが、段々崩壊してしまつて、さういふやうな懸念がいたします。實はこの間名古屋の中部日本新聞において、大臣とそれから安本長官とが座談會をやりました。その時の話に、若し千八百圓といふ黄金の平均の基準が破れるやうであれば、この次は六十五倍といふのは百三十倍になりはしないか、さういふ話

で、結局いまの二つから来たところの千六百円を以て抑える、但し昭和九年十年の時の物價の六十五倍というセイフティ・バンドがあるために、即ち⑤が上つたために、それはねつ返えるのを考慮して、二百圓を殖やして千八百圓というのを、物價調整上の基礎要素である名目賃金の標準としたわけでありませう。この話をいたしましたところが、これに對して、労働省は、この千六百圓を決めた時の物價は本年初めであつて、それから六ヶ月経つてゐる。その間に物價は約五割上つてゐるから千六百圓の五割を加えるといふと、約二千四百圓乃至二千六百圓くらいに賃金をしなければならぬじやないか、又一方においては昭和九年十年の時の物價に比べて今日は六十五倍に物價を上上げるというのに對して、賃金は昭和九年、十年の賃金の二十五、六倍にしなかつてはいないじやないか、これは甚だ不公平じやないかという意見が出たのであります。ただこの際、物價のコストが原價計算によつて、その五割或いは六割七割が賃金である、企業體におけるところの原價計算のコストで行くと、賃金の占める分野が五割乃至六割という多額になつておるときに、これを労働者へ要求額二千六百圓に上げた計算になると、どうなるかといふと、逆計算いたしますと、昭和九年十年のときの物價を約百三十倍に安全率を嵌めないといふと、これを約百三十倍に上げておきます。そこで百三十倍にセイフティ・バンドを、六十五倍の代りに百三十倍ということになつたときのインフレ状態はどうなるかといふと、到底手は付けられなくなる、それから打返して来る波といふ

ものは到底短時間では治まらない、従つてこれは労働者の方に相當分があつても、やはり六十五倍にセイフティ・バンドを嵌めることによつて、その計算して来ると、千六百圓くらいの賃金で辛棒して貰わなければならぬ。然らば名目賃金千八百圓と、労働者が要求してゐる生計費に近い、いわゆる實質賃金二千六百圓との差は、大體千六百圓のときは五百何圓、千八百圓の場合においては六百何圓といふものがあるのだが、それをどうして、その間隙を埋めるかといふことについて、これは物價を一日も早く引下げることといふこと、そして資材の、原材料といふようなものを、流通秩序を確立して、いわゆる闇を撲滅して、そして正常なる配給ルートに載せるということ、並びに、極く僅かなものではあるかも知れませんが、勤勞所得税の基礎控除額を上げることによつて、そういう二つ、三つの方法によつて、その間隙を吸収し、尙且つ残るものは生計費の節約といふことで埋めて行くより外に方法がないじやないかといふことが、給與審議會における政府の説明であつた、名古屋における私の説明は、この給與審議會における私の説明上げたのであります、多少御質問のところとは違ひのではありません、ここで問題は、時間のずれが、果して政府の狙つておるような吸収が、早く効果を奏するかどうかといふ時間のずれでございます、勿論時間のずれはございませう。それを長くせずに、三ヶ月で済むところは二ヶ月、二ヶ月で済むところは一ヶ月といふので、目下經濟安定本部で吸収方法の具體的方策を勸案中で、近くそれが正式に發表されること

になるだろう、このいわゆる具體的吸収方策によつて、實質賃金と名目賃金の差を早く埋めることができるかできないかによつて、いわゆる世に傳へられておるところの労働攻勢を防ぎ得るか、どうかの鍵が、ここに係つておると私は考へるのであります。○早川慎一君、二三お尋ねしたいのですが、先づ第一に、労働委員會に關して大臣のお考えなり御抱負を承つて置きたいのですが、労働委員會は、申すまでもなく争議の調停等には重要な役割をなしてゐる。どうも従來委員會の調停決定事項に對しまして、となく權威が非常にならぬように私共は感ずる。昨年急遽あの労働調整法を實施いたしました、第一に電産の問題が掛かりましたが、あれはたしか政府が強制的に調停に付された事件であると思ひます。その決定に對して一番初めにそれを拒否されたのは政府のようには私共考へておられます。爾來労働委員會の決定に對しまして、世間は餘り重きを置かない。又勞資双方もこれを輕視しておるといふような實情を私共は感ずる。これは勿論委員會は裁判所ではありませんから、調停機關ではありませんけれども、何らかの規範力があるものと私共は考へる。又規範力をあらしめなければ、折角設けられた機構といふものは何ら價値のないものと考えます。それには委員會そのものの構成について申しますのは、現在の組合法によりますと、労働者の代表、資本家の代表並に政府の推薦せられる中立代表といふふうに委員が構成されてゐる。常に様子を見てみますと、労働代表は労働者側の主張を堅持し、資本家側の方はど

ちらかといふと、それに追い拂られてゐる。中立委員の歸趨によりまして大體調停案の決定がされるといふような實情にあるように私共は感ずるのであります。然るに折角この調停委員なるものができまして、私共は少くとも調停委員會は一途となつて決定すべきものであつて、その決定の中に少數意見であるとか、或いはその他いろいろの意見がありまして、委員會として決定した以上は、異議があるべき筈はないと思つておられますが、この調停の結果を、労働委員會で勞資双方に申渡される場合には、私共の経験によりますといふと、少數意見なるものがあるものであります。これは一面において組合側の方から申しますといふと、恰も調停委員會の中にもいろいろの意見が對立しておつて、結局は人の懐かち中立委員の差で決定がされた案であつて、組合側としてもこれを尊重する必要がないかのごとき表現があるのであります。かようなことは、私共として労働委員會の權威の問題として非常によく考へべき點があるじやないか。むしろこれのごときは中立委員だけで構成した方が、公平に行くのではないかと考へ考へられる。この點なんかに對する大臣の御考へはどういふものでありますか、お伺ひしたいと思います。

尙争議が起きました。往々にして世間に傳へられる、新聞なんかに傳へられておられることが出ておりました。労働委員會で取上げた問題の經過なり、問題の所在點なんていうものは極めて無視されてゐる。二・一・一ストの時には、最後に大蔵大臣が政府を代表して、労働闘争委員長、それから中立委員にして労働委員會の會長が、それらの立場において争議の経過を國民に覆えられたましたが、少くとも今日そういうような手段が何らかの方法でとられないと、世間はただ一方的なニュースだけによりまして、争議の中心がどこにあるかといふような點がはつきりしないといふやうに私共は考へられる。それからもう一つは委員會の調停そのものが、先程申しました構成によつていろいろ影響されるのかどうか知れませんが、となく勞資の間を取つてやる。例へば組合側が十の要求があるとか、資本家側の五の要求に對する回答の間を取つて七半で解決するといふやうな傾向が非常に強ひらうに思ふ。これは我々としては、むしろ労働委員會は、現在の日本の實情なり又一般觀念から見て、ここに妥協すべきものではない決定を獨自に與えるのが本當ではないか。双方が承諾すればどうでもよいのだ、争議さえ消せばいいのだといふやうなことは、私は労働委員會としては不満を感ずるのであります。この點も少し労働委員會自身が、もつと精密に世間の状態なり、或いは又時の政府の政策なり、そういうものごとく關聯して決定すべきじやないかと思はれるのであります。

それから尙もう一つ付加して申して置きたいことは、いよいよ委員會の調停案は、結局のところ、その財源はない、それであれは何條でありますか、労働委員會が政府に建議をいたして、この調停案を實施する上におきましては、その會社が對して政府が相當の収入の途を圖る方法を講じなければならぬ。例へば公定價格の改訂であるとか、或いは運賃の値上げであると

か、それらの適當な措置を取らない、同様になつておるのであります。これらなことにしなければならぬのじやなし、ただまだその時機になつておらない、こ



それから打返して来る波という

で、近くそれが正式に発表されること

側の主張を堅持し、資本家側の方はど

で、労働争議委員長、それから中立委

るとか、或いは運賃の値上げであると

か、それらの適當な處置を取らないと、この認定案は實施できない。あるが故に、委員会としては建議をして政府に申達する管であります。ところが、この建議が半年以上も放置されて一向解決されない。その間労働者の窮状は實際見るに忍びない場合もありました。又資本家側、経営者側も早く解決して行かなければ労働能率が向上いたしませんから、ここは思い切つてやるべきかという傾向があります。まず、労働委員会の權威そのものを落すような處置をとられているように私は感ぜられるのであります。これらに對しましてまあほんの一例を並べて申上げたのであります。労働委員会に對しましては、相當の機構の改正なり、或いは擴充強化についての十分なる御意見を承つて置くことが便宜であらうと思ひます。よろしく御願ひいたします。

○國務大臣(米澤滿亮君) 労働委員会について各種の御質問があつたのですが、労働委員会の任務は飽くまでも争議を調停に解決するための調停をするというのにあるので、一種の労働裁判ではございせんから、その點においては、労働委員会の活動について今日不滿が経営者及び労働者の双方からあることは、これは御存じのことだと私は考へております。御指摘の通り、労働委員会の構成については、むしろ中立側だけで行つた方がよいのぢやないかという御話があつたのですが、これはやはり、労働者側を代表する者と経営者側を代表する者と、それからこの兩者に偏らない公平な社會的な立場に立つ者、この三者がやるところに非常に妙味があるので、諸外國の例もやはり

同様になつておるのであります。これについては労働委員会に掛かつている間は、公共事業以外の争議といえども経営者はロックアウトしない。労働者はストライキはしないというような統制力を加えたならばどうであらうかという意見もあつた。又労働委員会の設置については、これがいわゆる拘束力を持つ。これによつてどういふ裁決が下されても争議は打ち切りにするとか、というような權威を持たしたらどうかという意見もあつたが、そういう説を實行するためにはやはり一種の労働裁判ということになつて、司法行政、立法の三權分立の今日において、この點は相當重大なる政治問題として考へなければならぬ。こゝういふ工合に考へておるのであります。そこで勿論我々としても今日の労働委員会をもつ權威あるものにして、その執行に權威のあるものにして、その執行にいつても強力なものにして行きたいということについては、その必要を痛感しておるのであります。目下この點については労働委員会事務局から監督的立場に立つておる我々として、これをしつて行きたいと思つております。現在には御承知の通り労働組合法の中に労働委員会に關することが決められておられて、その委員は總理大臣がこれを任命するといふ程度であるのでございまして、若し只今私が申上げたような工合に、強力なものに……拘束力を持たせるといふことになると、或いは特別の法律案を出して、場合によつては、非常に極端にいはば、行政權と對立し得るもの、或いは立法權とも對立し得るものというよ

うなことにしなければならぬのぢやないかと考へておるのであります。この點は極めて重大なる問題で、場合によつては行政調査部あたりの意向も斟酌し、或いは司法部の意見を聞いて善處したいと思つておるのであります。それから労働争議の調停に當つての經過について、まだ十分に國民に納得せしめることが、甚だ今までの經過から見て不徹底ではないかといふことではあります。これについては第二十七條にも労働争議に關する統計の作成というやうなこともありますが、又第二十八條にも公開することができ、こゝういふやうな規定があるのでございまして、労働委員会が民衆に調停の過程を發表し得る機會はあるだらうと思ひます。更に、もつと適當なる方法によつて成るべく早く、且つ成るべく詳細に、調停の經過を關係者に知らせる方法を採りたいと思つております。

それから最後の建議についてのお話ねについては、勞政局長からしてお答えすることにいたします。

○政府委員(吉武憲市君) 最後の點は、委員会からいろいろ政府に對して建議をしておるけれども、それが一向實現されたいという意味のことであつたかと思ひますが、これは勿論政府としましては、できるだけ努力はいたしておるつもりでございまして、こゝういふ時節でございまして、全部實現できないものがあつたかと思ひますが、これはできるだけその建議は尊重して實現に努力いたしたいと思つております。

したかのマツカサ元帥の聲明、この聲明の内容に盛つてあることは、現在でもこれは同じ狀況ではないかと思ひます。然らばあの聲明から見ますと、今日にはやはり國民全般に關係するやうな争議は、占領政策上禁止されておると、こゝ考へて私は差支えないと思ひます。やはりこゝういふ御解釋であります。こゝういふ御解釋とすれば、なぜ日本の法律で争議の禁止法をお出しにならないのか。その點との關聯……

○國務大臣(米澤滿亮君) 二月一日のゼネストのストップ命令は、私共としては、これは元帥の意中を聞いて見ないと分らないのであります。我々としてはあの聲明の内容を十分に検討しまして、いわゆるああいうゼネラル・ストライキによつて、日本が産業的にも、その他公共的にも、すべての國としての活動が停止するやうな結果になるやうなことは占領政策に反するといふ意味から、あれのストップを命ぜられたことで、私はあれがやはり適用されるべき立場に今日もあると、こゝういふ工合には考へておりません。従つて、あれと殆ど同じやうな結果に陥るがごとく争議については、マツカサ元帥、或いは日皇あたりから命令が出るかも知れませんが、ああいう二月一日のやうなことは、私はその時の非常な、非常時、現象であつて、爾來あれから今日までは、労働者も非常に反省して來ておる傾向があります。又ああいうことが始終頻りに來たとは思ひません。又今日もああいう状態にあるものとは思ひません。労働争議を禁断するとか、斷禁するとかいふことは、少くとも現状においては、ま

だまだその時機になつておらない、こゝういふ工合に考へております。

○伊達源一君 ちよつとお伺ひいたしますが、聞くところによりますと、衆議院では、この労働省設置法案を、委員会において希望條件付で可決したといふことではあります。果してそうであるかどうか、若しそうであれば、政府においては希望條件なるものに御同意であるかどうか、ちよつとお知らせを願ひます。

○國務大臣(米澤滿亮君) 衆議院では、こゝういふ附帯決議をつけて、労働省設置法については全面的に賛成しておられるのです。その附帯決議として、一、労働省の新設に伴ひ中央並びに地方労働行政機構を可及的速かに一元的に整備するように務めること。特に地方における労働行政は窓口を一元化し、事務の簡素化をはかること。二、労働の生産性、労働能率の向上及び労働教育の徹底に關し政府は速やかに善處すること。三、労働委員会の擴充強化をはかり、中央労働委員会の運営に關しては、國會の労働委員会と有機的連繫をはかること。四、労働省設置に際しては配流轉換等により官吏總数の増加を極力避けること。こゝういふ四つの附帯決議を附けられたのでございまして、これに對して、委員会においても、本會議に對しても、政府のこれに對する所信を尋ねられなかつたのでございまして、政府はこれに對して反對の意思表示をいたしておらない、即ち消極的にこれに賛成したといふことを明らかにしておきます。

○小野哲君 簡單なことではあります。政府委員にお尋ねしたいと思ひま

○早川慎一君 もう一つちよつとお伺ひしたいと思ひます。一月三十一日では

する。本法の附則の第十三條に、施行期日が期限附きで、政令で以て定めるというふうな事になつておられますが、お差支ない限りにおいて御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉武憲市君) 只今御指摘になりましたように、本法の第十三條附則の最初であります。この法律の施行期日は、その成立の日から三十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。これは御承知のような現下の情勢でございますので、できるだけ早く労働省を設置したいという意向の下に、法律が成立いたしましたならば、それから三十日の間に、できるだけ早い機会を選びまして施行したい、こういう趣旨でございます。

○小野哲君 實は三十日というふうな期限が切られておりますので、一省の設置につきましては、いろいろの準備の関係等もあるのじやないか。そういう場合に、省の設置について期限が附せられておるといふことが、準備の上で困難な問題が起りはしないかというふうな心配も持たますので、この點については、本法律案が成立してから三十日には必ずできるというお見込みがついておられますか。甚だくだいようでありますけれどもお尋ねしておきます。

○國務大臣(米窪瀧亮君) これは實は、労働基準法が七月一日から實施すると、一應議會でもその見當を申上げたのですが、全國における地方労働基準局ができましたけれども、その下の監督職がまだできない、そういうこと、並びにその他の諸種の事情でこれが九月一日ということに延びて、労働者災害補償保険法、丁度裏表になる

保險を行わなければならない筈、そういうことと睨み合せて、どうしても労働基準法の全部でなくとも、その大半は九月一日までにどうしてもやりたい、それはやはり労働省において、できるならば労働省設置の下において、この労働基準法を施行したいのであります。従ひましてその意味から申しますと、三十日以内というところが、いろいろの點からみて必要だ、然らば小野委員のお尋ねの通り、準備はどうかという非常に有難い思ひやりのお言葉があつたのですが、これについては五局の内三局は既に厚生省から参りますし、新たにできる二局が、局長以下の人事、又官房、次官以下の課長を決めなければならぬのですが、これも三十日の期限を與えられるならばできるだろうという見込みです。又廳舎も非常に求めるところに困つたのでありますけれども、とにかく一應假住居ができる見通しがついたのです。勞々残つておるのは人事の問題であります。これも三十日の猶豫があれば何とかできる、という、工合に考へております。

○山下義信君 小野君大變労働省に賛成でありまして、大臣も只今お喜びになりましたが、私も一つ喜んで貰いたいと思ひますが、これは先程衆議院の附帯決議があつたというのですが、私よくはつきり分りませんが、餘り増員をしないようにという決議があつたというのであります。これは私は衆議院の意向は非常に老大な増員をするなという御趣旨じやないかと思つたので、實際は相當御増員なさらないければ仕事ができないのじやないかと思ひます。現在のような定員の状況では殆どこれは仕事にならない、相當擴充強化し

て、人員というものを御増員にならないければ本當の仕事ができない、本當の仕事ができないのじや、ただこういうものを作つただけではいけない、御必要の程度は衆議院でも御是認になるのではないかと思ひます。そういうふうに私共は解釋するのであります。又同時に相當の豫算がなければ仕事ができない。先程同僚の議員が指摘いたしましたのが、地方におきましても、いろいろ廳舎を有力者に頼んで買つたり、或いは寄附金云々というふうなこともありまして、當局も御心配になつたようでござりますが、そういうふうな工場事業場を監督いたしまするような役所が、そういう方面でいろいろ頭を下げて歩くというふうなことで仕事になるう筈がございせん。相當の豫算を御計上になり、八千萬圓と思ひますが、尙心算があつたならば、追加豫算を御要求になります。十分な一つ内容充實のお役所になるべきであらうと思ひますので、この點尙念のために御當局のお考えも承つて置きたい。

それから小さいことではあります。例の婦人少年局であります。これは先へ段々進みまして、私共の意見を申述べさせて頂くと思ひますが、ちよつと條文の上だけで伺いますと、第七條の一號、二號と四號の關係であります。ちよつと條文が分り兼ねますが、御説明を煩わしい。第一號には「婦人及び年少労働者に特殊の労働條件及び保護に関する事項」というのがございせん。二號に「兒童の使用禁止に関する事項」と、兒童の特殊の労働條件のことがこに出ておるのであります。更に第四號には「その他婦人

及び年少労働者に特殊の労働問題に関する事項」、こゝ又文章が變つて出ておるのでございせんが、あの一號二號と四號の關係はどういう關係でございせんか。

○國務大臣(米窪瀧亮君) 第二の御質問については労働基準局長から御説明をいたします。最初の御質問については、この附帯決議の希望は、私も山下さんの御説の通り、不必要な程度の非常な過剰な官吏を使うな、こういう工合に考へております。止むを得ざるものは勿論若干の増員になることは、これは仕方ないと思ひます。併し私としては、先程申しました通り、或るべく能率省の模範を示して行きたい。今までのように、いわゆる判こを並べて一週間も二週間も経たなければ仕事がつかないというふうなことはやりたくない、この點はまたはつきり決まりませんが、例えは係長あたりを窓口に押出すことも考へております。併し役所の傳統がございまして、野人大臣の理想が果して實現できるかどうか分りませんが、少くとも私はそういう思い切つた能率増進の前半の御質問について、非常に御理解のある御意見を伺ひまして、有難うございせん。

○政府委員(江口見登留君) 第七條の御指摘のありました一號と四號の關係でございますが、一號は、主として労働基準法に規定されております労働條件及び労働に関する事項を、労働基準法以外におきまして、婦人の労働問題、少年の労働問題、これらが各方面から論議されると思ひます。その規定された條件、労働條件の問題ではなくて、四

號はその他の労働問題における婦人、少年の問題を取扱うことがあるという意味の規定であります。○山下義信君 ちよつと分りませんが、その他の婦人問題……六號のように思ひますが、婦人及び年少労働者の特殊の労働条件というだけではあれば、もう四は……労働基準法以外の婦人問題は、家事手帳、ああいうものまでをおつしやるのですか。

○政府委員(江口見登留君) 御指摘の通り、この四號につきましては、具體的に、どういふような問題があるかというお話になりますと、ちよつと具體的にまだ申上げ兼ねる、そこまで事務的な研究が進んでいないのであります。一號は只今申しましたような意味で……四號は労働基準法以外の労働問題に関する事項であります。六號は労働問題以外の婦人問題を取扱つておる、こゝ三段分けになつております。そして第三號の家事手帳とありまして、只今御指摘になりました、いわゆる女中下男というふうなものに對します規定でございます。

○山下義信君 その程度にいたして置かしまして、又先のこといたしましたように、この第六號に一般の婦人問題を取扱うということは、労働省をいたしまして、労働省の中における婦人局といたしまして、いわゆる婦人の労働問題、それが基準法であらうと、基準法以外であらうと、婦人の特殊な立場における労働問題を取扱う、こゝ了解いたしますが、それ以外の一般の婦人問題とはどういふものでありますか。例えは婦人の教育問題とか、婦人の教育問題とか、婦人問題一般を取扱うとなさる御理由を承りたい。

○政府委員(江口見登留君) 御指摘の通り、この四號につきましては、具體的に、どういふような問題があるかというお話になりますと、ちよつと具體的にまだ申上げ兼ねる、そこまで事務的な研究が進んでいないのであります。一號は只今申しましたような意味で……四號は労働基準法以外の労働問題に関する事項であります。六號は労働問題以外の婦人問題を取扱つておる、こゝ三段分けになつております。そして第三號の家事手帳とありまして、只今御指摘になりました、いわゆる女中下男というふうなものに對します規定でございます。

○山下義信君 その程度にいたして置かしまして、又先のこといたしましたように、この第六號に一般の婦人問題を取扱うということは、労働省をいたしまして、労働省の中における婦人局といたしまして、いわゆる婦人の労働問題、それが基準法であらうと、基準法以外であらうと、婦人の特殊な立場における労働問題を取扱う、こゝ了解いたしますが、それ以外の一般の婦人問題とはどういふものでありますか。例えは婦人の教育問題とか、婦人の教育問題とか、婦人問題一般を取扱うとなさる御理由を承りたい。

○國務大臣(米窪瀧亮君) これは説明代に駈り立てられました。労働に従事

又婦人でなければできない業務が、相

に歸つておりますが、家庭の事情で、

ありませんので、あれの俸給を上げて

○國務大臣(米澤滿亮君) これは説明

代に驅り立てられまして、勞働に従事

又婦人でなければできない業務が、相

に歸っておりますが、家庭の事情で、

ありませんので、あれの俸給を上げて

が、ちよつと足りないもので、私が申上げ

いたしましては、非常によいので、

味を申上げるのじやないですが、と

めには、職場さえもなく、命よりも

がございまして、家庭婦人に或

す通り、婦人問題は非常に廣範圍に互

に關する教育問題を文部省で今取扱

食えない人々が多くなつておるのじや

ますので、婦人の職業対策について

がございまして、家庭婦人に或

い、學校における教育、社會教育、家

庭教育は大體文部省で扱つておるので

うことは、將來の重大なる労働者の取

更には、一段の考慮を煩わしたいと存じ

て居る外は、米澤大臣は閣議がござい

ありまして。ただ幼児とかそういうもの

を持つておる者の問題とか、そういう

おる次第であります。ついでに婦人の

戦場について希望を申上げますが、私

は山下委員さんのおつしやつた通り

た工合で、文部省で扱つておる教育問

題以外の教育問題は相當の分野にある

がよいと思つたので、將來夫の管理

者として家庭を見守りながら、家庭の

収入の助けができるような仕事に携

他の婦人問題の中に入り、又婦人の保

健、衛生、厚生等を厚生省がやつてお

ることに非常に理想と存じますので、

丁度八月十五日から貿易も再開され

す時機にありますが、相成るべくは

婦人問題とかそういう種類のもの、

そういう性質の婦人問題があり得

て、併しこれもその人の生活状態を

い、働かして頂くならば、今後

において裁縫をしたり、内職をしたり

る、そういう問題は即ち、文部省、厚

生省等で、まだ法律によつて手をつけ

ておらない婦人問題は、これを新設の

労働省の婦人局で取扱つ、こういう意

味であります。

味であります。

○山下義信君 いま一つこの際何つて

おきます。やがて労働配置計画、いろ

いろと國務大臣が御心配遊ばしまし

て、失業問題などに對します。只今か

しておられますが、この婦人の労働者は

大いに獎勵もいたさなければなりません

まい。又今日まで婦人労働者が我が國

産業界に寄與いたしましたる功績に對

しましては、私共もよくそれは認識し

たしておられます。併しながら男子がす

でに失業までに溢れんといたしてあり

ます。労働の需給状態に對しまして、

はず私に婦人の労働者は差支ない限

り家庭に歸るべき時期ではないかと

考えるのでございませう。曾ての戦争時

御意見を伺いたいと思つたので、

山下委員の御質問であります。軍閥時代

に驅り立てられた婦人労働者は、その

家庭の都合の如何を問はず、強制的に

驅り立てられたような婦人労働者は、

終戦後をそれ、家庭に歸つておるもの

が多い。そこで今職場に働いておる婦

人の労働状態については、今日の物價

高或いは新直生活の事情等から見て、

止むに止まれない人たちが残つてお

るのではないかと、こう考えておられます。

○深川タマエ君 なんの準備もござい

ませんけれども、先程山下委員から仰

せの言葉を承承りまして、ちよつと婦

人委員といたしまして一言申上げま

す。米澤大臣が仰せられましたことに

又手を擧げて賛成いたしましたのであり

ます。今この労働者が六十のくらいし

か、氣にするようになるのです。女子

が、今日労働に出で行きますが、その

得ました賃金は果して適當代も出ま

す。それは適當代にも足りない、そ

の足りないことを承知の上で行つ

ておる、それが一家の家計どころじや

ない、自分一人だけの生活費だ、

補助を得るのならばよいのであります

○國務大臣(米澤滿亮君) ちよつと甚

だ失禮ですが、……

○山下義信君 今私の上上げましたよ

うな婦人問題は、それは實際はです

ね、只今お述べにいたしましたよなこ

とは、礼上、學論で、女子が今日職業

の戦線に立ちまして何が生活ができ

ますか、今日の収入……私共から言

わしたら、今の女は職業に出で行くた

めに大半が闇の女に陥つて行く。家庭

において裁縫をしたり、内職をしたり

したならば、ああいう誘惑にはから

ない。六百圓か七百圓かの俸給を賃

金、そして一千圓や二千圓もする靴

を貸し給うようになります。知ど

ん、職業と稱して出て行きますた

めに、服装であるとか、何である

か、氣にするようになるのです。女子

が、今日労働に出で行きますが、その

得ました賃金は果して適當代も出ま

す。それは適當代にも足りない、そ

の足りないことを承知の上で行つ

ておる、それが一家の家計どころじや

ない、自分一人だけの生活費だ、

補助を得るのならばよいのであります

○國務大臣(米澤滿亮君) 曾ての戦争時

御意見を伺いたいと思つたので、

山下委員の御質問であります。軍閥時代

に驅り立てられた婦人労働者は、その

家庭の都合の如何を問はず、強制的に

驅り立てられたような婦人労働者は、

終戦後をそれ、家庭に歸つておるもの

が多い。そこで今職場に働いておる婦

人の労働状態については、今日の物價

高或いは新直生活の事情等から見て、

止むに止まれない人たちが残つてお

るのではないかと、こう考えておられます。

○深川タマエ君 なんの準備もござい

ませんけれども、先程山下委員から仰

せの言葉を承承りまして、ちよつと婦

人委員といたしまして一言申上げま

す。米澤大臣が仰せられましたことに

又手を擧げて賛成いたしましたのであり

ます。今この労働者が六十のくらいし

か、氣にするようになるのです。女子

が、今日労働に出で行きますが、その

得ました賃金は果して適當代も出ま

す。それは適當代にも足りない、そ

の足りないことを承知の上で行つ

ておる、それが一家の家計どころじや

ない、自分一人だけの生活費だ、

補助を得るのならばよいのであります

○國務大臣(米澤滿亮君) 曾ての戦争時

御意見を伺いたいと思つたので、

山下委員の御質問であります。軍閥時代

に驅り立てられた婦人労働者は、その

家庭の都合の如何を問はず、強制的に

驅り立てられたような婦人労働者は、

終戦後をそれ、家庭に歸つておるもの

が多い。そこで今職場に働いておる婦

人の労働状態については、今日の物價

高或いは新直生活の事情等から見て、

止むに止まれない人たちが残つてお

るのではないかと、こう考えておられます。

○深川タマエ君 なんの準備もござい

ませんけれども、先程山下委員から仰

せの言葉を承承りまして、ちよつと婦

人委員といたしまして一言申上げま

が、足りない。足りなくて出て行つておるといふような状態に徴し、整理が必要だといふ意味を申上げたので、或いは抗内労働者のごとき夫婦が働いておる者であるとか、或いは婦人の労働者が働いて乳香兒を養つておるといふようなのを申上げたのではない。折角働いて得た賃銀が何の足しにもならず、持ち出してむしろ外の誘惑にかかつて悪い方に向いて行く。そういう婦人は大いに修養して勉強したし向上しなければならぬ。出しやばる女に疎な者はいない。假に婦人局を作りましても、局長にしますより適當な婦人がございませうか。私共見ますと、決して婦人を輕蔑するわけではありませぬ。婦人は同等になつて頂きたいのでございませうが、まだ／＼實際を申上げますと、すつと婦人の修養が遅れて足りませぬ。出しやばる者に疎な女はございませぬ。それで私は大いに修養するのがよろしいのである。何も生活を脅かして、生活を奪つてしまふという意味ではないのであります。ついでにこれだけ申上げて置きます。

○委員長(下條康慶君) ちよつとお尋ねいたしますが、第一次歐洲大戦後、ドイツでは、いまの婦人の労働問題について、特別の施策があつて、たしか夫を持つておる婦人は即時に職場から歸れ、それから一定の期間がありましたが、その期間内に就職したような、いわゆる今山下委員の仰せられたような、職時中に就職したような人は、即時に職場から罷めるような法律が命令が出たように記憶しておるのですが、そういうようなものは何か御承知ないでしやうか。

○政府委員(吉武惠市君) 今委員長の御指摘のように、ドイツにおきましては、非常に失業に追われまして、きつしき労働統制をいたしましたので、そういう施策を採つたように私共も記憶しておるのであります。併しながら一體今後のやり方といたしまして、ああいうふうな、いわゆるきつしき統制をするのがいいか、或いは又男女平等に、自由に職業の機会をできるだけ職業を興えるという方針を採るのがいいか、この點につきましては相當意見があるところだと思ひますが、今のところ私共は、共に自由に、できるだけ職業を興えて行きたいという方針を採つておるわけでありませう。

○委員長(下條康慶君) 大體今日は時間も経ちましたから、この程度で止めて置まして、明日午前十時から引き続き連合委員会を開きまして、質疑を續け、且つ質疑が終りましたならばいろいろお打合せをしようと思ひますが、いかがでございませうか。

(賛成と呼ぶ者あり)  
○委員長(上條康慶君) それでは今日はこれで散會いたします。

午後三時三十八分散會  
出席者は左の通り。

委員 下條 康慶君  
理事 太田 敏兒君  
委員 山下 義信君  
委員 今泉 政喜君  
委員 北村 一男君  
委員 中川 幸平君  
委員 田方 進君  
委員 竹中 七郎君  
委員 谷口彌三郎君

労働委員  
委員長 原 虎一君  
理事 堀 末治君  
委員 天田 勝正君  
荒井 八郎君  
平岡 市三君  
植竹 春彦君  
平野善治郎君  
深川タマエ君  
川上 嘉市君  
竹下 豊次君  
早川 慎一君  
姫井 伊介君  
藤井 丙午君  
中野 重治君  
岩間 正男君

國務大臣  
國務大臣 齋藤 隆夫君  
國務大臣 米窪 滿亮君  
政府委員  
法制局長 井手 成三君  
厚生事務官(勞政局長) 吉武 惠市君  
厚生事務官(勞働基準局長) 江口見登留君

平野善治郎君  
深川タマエ君  
小野 哲君  
駒井 藤平君  
鈴木 憲一君  
伊達源一郎君  
西田 天香君

昭和二十二年九月六日印刷

昭和二十二年九月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局